

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

(特別区が処理する事務の範囲等)

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる特別区が処理することとする。

二十八 東京都重度心身障害者手当条例(昭和四十八年東京都条例第六十八号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 条例第四条の規定による知事に対して行うべき受給資格の認定に係る申請の受理 ロ 条例第九条の規定による知事に対して行うべき受給者の住所変更等に係る届出の受理 ハ 条例第十条の規定による報告の要求及び生活状況等に関する調査 ニ イからハまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	各特別区
六十一の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	各特別区
六十四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	各特別区